

## 富山地方裁判所委員会（第36回）開催議事概要

### 1 開催日時

令和4年1月20日（木）午前10時から午後零時まで

### 2 開催場所

富山地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### 【委員】（五十音順、敬称略）

梅澤礼、呉座谷恭子、砂原宏昭、鳥取則子、中山敦雄、西野満男、細野高広、堀内照美

#### 【説明者】

成瀬地裁総務課人事第一係長

#### 【事務担当者】

河合地裁事務局長、畦地家裁事務局長、佐野地裁事務局次長、安達地裁総務課長、東家裁総務課長、川久保地裁総務課課長補佐、内山家裁総務課課長補佐、成瀬地裁総務課人事第一係長、小林地裁総務課庶務係長

### 4 進行次第

- (1) 新委員の紹介及び挨拶
- (2) 委員長挨拶
- (3) 前回の委員会での提言に対する取組状況についての報告
- (4) 議事「裁判所職員の採用広報について」

ア 概要説明

イ 意見交換

別紙のとおり

### 5 次回のテーマ

調停事件の運営の在り方について

6 次回の開催期日

令和4年7月5日（火）午前10時

(別紙)

## 意見交換

(○委員、●委員長、■裁判所)

### 【若者の職業観について】

- 最近の若者の職業観について御意見を賜りたい。
- 最近の若者は、最初に受験可能年齢や試験科目を確認して、自分に合えばその先の情報収集をするが、自分に合わなければそれ以上の情報を収集する時間をもつたいたくないと考えるので、それ以上の話を聴こうとはしない傾向にある。
- 受験科目のうち、専門科目（憲法、民法、刑法、経済原論）が一般教養の知識で解くことができるかどうか気にすると思う。これが専門知識が必要なレベルのものであるならば学生はやっぱり駄目だと思うだろうし、一般教養科目の憲法等の知識で解けるものであれば受験してみようと思うのではないか。
- 過去問を裁判所のウェブサイトに掲載している。
- 裁判所のホームページ内を検索すれば大体の情報が得られるところではあるが、その広報が足りていないのではないかという御意見であると賜わった。
- 民間調査会社の今年卒業する大学生の就職意識調査結果の中で、企業選択のポイントとしては、「安定している会社」がダントツで、調査開始後最も高い割合であったそうである。一方で、「自分のやりたいことができる会社」「給料がよい会社」がいずれも減少しているとのことであり、新型コロナウイルス感染症の影響で、少しでも安定した就職先を選択したいという思いが窺える。逆に、行きたくない会社としては「ノルマがある会社」「暗い雰囲気のある会社」、最も増えているのは「転勤の多い会社」であった。コロナ禍の影響でリモートワークなどで自分の働く場所を選択できるような価値観が社会に広まりつつあり、少なからず学生の志向にも影響を及ぼしているものと思う。
- 最近の若者はすべてインターネットで検索するので、現場に足を運んで情報を得るということをしない。ワークショップ（業務体験会）や採用の情報をウェブサ

イトや就職活動サイト（マイナビ、リクナビ等）に掲載するなどして、もっと学生がアクセスしやすい環境を作り出すことが必要である。逆に言えば、それらのサイトに掲載されていない仕事については、学生は知らないということになる。

- 現在は、社会の価値観が多様化して終身雇用制度も崩れているので、公務員が魅力的ではなくなっているのではないか。
- 最近の若者は、収入や地位よりも仕事のやりがいを重視する傾向にある。そのような観点から採用広報活動を見ると、大学における説明会では業務内容についての説明が中心になっているように思ったので、そこでも裁判所職員にやりがいを語ってもらう場を設けたらどうか。また、その場で苦労話も織り交ぜながら話をすれば真実味が増すのではないかと思う。
- 数年前と比較して、地元の事務所に就職又は地元で独立する方も少なくなり、地元に戻った方も求める条件に見合う大都市の事務所に移ってしまう傾向が見られる。

#### 【所属先での採用活動における工夫点について】

- 所属先での採用活動における工夫点について御紹介いただきたい。
- 所属団体での最終合格発表時期は、上級職（大学卒業）では8月下旬、中級職、初級職は10月ないし遅くとも11月下旬となっていることからすると、裁判所を含む複数の官公庁を受験されている方としては早く内定をもらって安心したいと思うのではないか。

#### 【裁判所の採用広報活動についての問題点、改善点について】

- 裁判所の採用広報活動についての問題点、改善点について御意見を賜りたい。
- 裁判所職員の職種（家庭裁判所調査官、裁判所書記官、裁判所事務官）のうち、家庭裁判所調査官の採用試験の受験者は主として心理学を学んだ方が多いという説明があったが、最初に裁判所事務官として経験を積んで裁判所書記官に任官するということも含めて、キャリアパスについてももう少し分かり易い説明があれば、教育機関の教職員が学生にしっかり説明してあげられると思う。

- 1月5日に開催された裁判所事務官及び裁判所書記官のワークショップ（業務体験会）の内容はとても面白いものだったと思うが、参加した学生は15名しかいなかったようである。情報を大々的に知らせていけばもっと沢山の方が集まったのではないかと思う。
- ワorkshop（業務体験会）の御案内は当庁のウェブサイトに掲載したり、大学の就職課に資料をお送りしている。
- 裁判所に入りしている若い司法記者に声をかけて、採用広報企画に取材に来てもらったり、その企画をメディアで取り上げてもらうことで学生だけではなく、その親御さんにも知ってもらうようにすれば、長期的にはプラスの効果が生まれてくると思う。
- 裁判所の最終合格者が採用に結びつかない最大の理由は内定時期の遅さであり、それさえ改善されれば課題がある程度解消されると思う。ただ、根源的な問題は、少子高齢化により学生数が少なくなっていることだと思うので、そういう視点に立って考えていかなければならないと思う。
- 裁判所の仕事はイメージを持ちにくいと感じる。採用に関する情報が具体的にどこに掲載されているのかということの周知がまだ弱いのではないかと思った。また、裁判所職員の仕事の魅力の見せ方についてもっと工夫すべきである。
- 昨年度、採用された方について言えば、全体の8割か9割が、合格発表日から1か月程度の間までに名古屋高等裁判所において、採用の声かけを終えているようであるが、法律で定められている裁判所職員の定員調整の必要もあって、残りの1割から2割への声かけは、翌年の一、二月の時期になってしまう。
- 内定時期の問題に関しては、裁判所あるいは国家公務員全体の採用制度自体を変えることは困難なので、現状では裁判所職員の魅力を更にPRして乗り越えるしかないところである。
- 採用面接の中でよく福利厚生について質問を受けることから、働きやすい職場が一番の魅力だという学生が多いという印象を受けた。その一方で、ノルマに対し

ては過敏に反応する学生も多い。裁判所にはノルマがないので、その点をもっとPRすべきではないか。

○ 最近の若者が目にするSNS（ソーシャルネットワークサービス）は、Twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）、TikTok（ティックトック）なので、それらを使って採用広報ができればよいと思う。

■ 現在裁判所が利用しているSNS（ソーシャルネットワークサービス）はFacebook（フェイスブック）である。

○ ある学生らに対し、就職関係の行事で裁判所の仕事を勧められたり、裁判所職員の話の聞いたことがあるかどうか聞いたところ、全員が「ない。」と答えた。中には、今回初めてその選択肢があることを知ったという学生もいた。教育機関側の周知の問題でもあると思う。裁判所で働いてみませんかと言われてひっかかるものがあるとすれば何かを聞いたところ、「仕事内容が思い浮かばない。」「公務員の仕事だというイメージがあるから自分は働けないと思ってしまう。」「犯罪者を裁くという暗いイメージがある。」だった。また、学生に就職先として意識してもらうために裁判所はどうしたらいいかという問いに対しては、「もともと裁判関係の仕事希望していない限り知る機会がない。」ということだった。そこから考察すると、パンフレットの充実よりも、就職活動サイトだったり、就職活動の行事を充実させていった方がよいと思う。

○ 次に学生の目に触れる機会があるとすれば、この裁判所職員の採用パンフレット（「Team裁判所で働こう。」）であるが、これを学生のニーズに合わせて変えていただきたい。具体的には、パンフレット4頁のところ、給料や福利厚生について触れられており、この点では学生の疑問に答えられているが、そんな学生が一番気にしている受験資格や採用試験についての記載が最後の方の36頁になって初めて出てくるのである。その途中にある裁判所職員の職種にどんな受験資格や試験科目が必要なのか一目で見て分かるようにはなっていない。つまり、すべての頁を読んで、そこから膨大な情報を整理していかなければ学生が一番知りたい

こと、すなわち、どの職種が狙えるのか、自分に関係があるのか、そもそも時間を割いて読む必要があるのかが分からず、就職活動をしている学生にとって親切ではない。就職活動をしている学生はまだ学業も残っているし、面接で様々なところに呼ばれるのでその対策もあるし、さらには卒業論文もある。そうした中で必要とする情報は瞬時に得る必要があるから、このパンフレットを見ると「何か大変そうだな、やめておこう。」と、むしろ逆効果になることも考えられる。せめて頁の順序を逆にできないか。受験資格、採用試験の頁を先にし、「この試験を受けると、こんな仕事がある。」そして、「それぞれの仕事内容とその仕事の体験談」という順序にした方がよいと思う。

- 採用パンフレットの36頁をコピーして、まず最初に見ていただくように工夫してみたい。
- 並行して裁判員制度等の講演会等をもっと企画して、裁判所をもっと身近に感じてもらう必要があると思う。
- 当大学では大学院が新しくなり、心理学コースが充実することになっているので、裁判所の企画する講演会等への参加について大学院生にも呼びかけていけたらと思っている。
- 大学院に進む学生は研究者を目指しているが、35歳になっても研究者のポストに就けない場合はその辺りで他の選択肢に目を向ける。しかし、その年齢では他の就職先の年齢制限に抵触し、高学歴ワーキングプアとなってしまうという問題がある。彼らは一つのことじくりに取り組める能力を持っているので、様々な専門性を持っている。裁判所の院卒者区分の受験資格は30歳未満であるが院卒者区分の受験資格をせめて35歳から40歳位まで引き上げていただき、裁判所の側からもその問題に取り組んでいただきたい。
- 採用広報に適したツールは何か。
- オンラインツールを使うことなのではないかと思うが、Facebook（フェイスブック）は今や中年層のものとなっている。現在はTwitter

(ツイッター) や I n s t a g r a m (インスタグラム) を学生は使っているようである。さいたん (裁判所の広報キャラクターの一つである。) の名前をつぶやくようなイメージで広報してはどうか。合同企業説明会も大学に行けばポスターがあるが、今は学生がなかなか大学に行けないこともあるし、3年生位になると単位を取ってしまっている。

- 大学の就職支援課には採用パンフレット等をお送りしているが、学生が就職課に足を運ばなければ見てもらえないものなのか。
- かつての学生は大学の就職支援課で求人情報やパンフレットを入手していたが、現在はスマートフォンに頼りきりであるので、就職課に足を運ぶことが少ないそうである。就職活動に行き詰まり、八、九月になって初めて就職支援課に足を運ぶそうである。
- 今回、委員の皆様から出された御意見は今後の裁判所職員の採用広報について、その運用の参考とさせていただきたい。